

京都市社会福祉審議会 会議録

日 時 平成30年11月2日（金） 午後2時から午後3時45分まで
場 所 からすま京都ホテル 2階 「双舞」
出席委員 井上依子委員，岩崎智加委員，岩田征良委員，宇野進委員，大川原徹委員，
大西芳秀委員，岡仁美委員，岡田まり委員，笠松美宏委員，久保弘司委員，
源野勝敏委員，小西浩太委員，静津由子委員，しまもと京司委員，芹澤出委
員，玉本なるみ委員，土田昭一委員，寺田一博委員，内藤恵子委員，長尾淳
彦委員，中村匡委員，原山憲治委員，日野勝委員，福州修委員，藤井秀子委
員，藤井正博委員，藤木恵委員，藤木泰嘉委員，古川末子委員，松井道宣委
員，村井健次郎委員，村井信夫委員，森田政子委員，山内五百子委員，山岸
孝啓委員，山手重信委員，横内美佐子委員，吉川左紀子委員
欠席委員 石塚かおる委員，一色哲志委員，大山孜郎委員，長上深雪委員，垣内孟委員，
川本哲郎委員，木村みさか委員，志藤修史委員，徳廣三木子委員，中島悦郎
委員
事 務 局 （保健福祉局）
高城保健福祉局長，別府健康長寿のまち・京都推進担当局長，安部保健福祉
部長，出口障害保健福祉推進室長，西尾地域リハビリテーション推進センタ
ー所長，波床こころの健康増進センター所長，谷利介護ケア推進担当部長，
工藤健康長寿企画課地域支援担当課長
（子ども若者はぐくみ局）
久保子ども若者はぐくみ局長，上田はぐくみ創造推進室長，大泉子育て世代
包括支援担当部長，中田児童福祉センター院長

－開会－

【米津保健福祉総務課長】

ただ今から，京都市社会福祉審議会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては，ご多忙中にもかかわらず，ご出席を賜りまして，誠にありがとうございます。

また，委員改選にあたりましては，快く就任のご承諾をいただき，重ねて御礼申し上げます。

本日は，委員改選後，最初の審議会でございますので，後ほど，委員長，副委員長の選任をお願いいたしますが，はじめに，村上圭子副市長からご挨拶申し上げます。

—京都市挨拶—

【村上副市長】

本日は御出席賜り誠にありがとうございます。また、本日は、委員改選後初めての審議会でございます。皆様方におかれましては、ご多忙の中、審議会の委員をお引き受けいただき、心から感謝申し上げます。先生方は、保健、医療、福祉のそれぞれの分野で、専門的な知識を生かして御活躍の方、地域に根差して市民生活を支えてくださっておられる方、また、それぞれの団体の中で御活動いただいている方など、保健福祉分野に関する素晴らしいメンバーに御就任いただいております。大変心強く御礼申し上げます。この審議会には、社会福祉法に基づく本市の附属機関という役割がございまして、これまでも、敬老乗車証制度の今後の在り方、また、リハビリテーション行政の今後の在り方等、本市の大変重要な施策について答申をいただいております。また、本市の保健福祉行政に関して、様々な御助言や御協力を賜っております。昨今の人口減少社会、また長寿社会の到来を迎えまして、国におきましては、地域包括ケアシステムの構築、また、介護予防・日常生活支援総合事業の創設、国民健康保険の都道府県単位化などの様々な制度改正が行われてきております。こうした中、本市といたしましても、そうした制度の変革に的確に対応し、また、社会情勢の変化を見極めながら、市民生活の最前線を預かる基礎自治体として、福祉施策をしっかりと推進していきたいと考えております。本日は、皆様方から答申をいただいた事項や、今後の方向性につきまして御報告を申し上げ、様々な御意見を賜りたいと考えております。今後とも、福祉施策の推進を図っていくために、御助言をお願いいたしますとともに、本日は活発な御議論、忌憚のない御意見ををお願いいたしましてごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【米津保健福祉総務課長】

村上副市長につきましては、公務の関係上、ここで退席させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

<村上副市長 退席>

—会議の公開等について—

【米津保健福祉総務課長】

議事に入ります前に、本市の「京都市市民参加推進条例」に基づく会議の公開についてご説明いたします。

お手元に配布しております資料①「社会福祉審議会 関係法令」の2ページ目の中ほどをごらんください。

本市におきましては、「京都市市民参加推進条例」の第7条におきまして、審議会等については、原則、会議を公開することとしております。このため、当審議会につきましても、

公開することとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、市民参加の推進を図るため、今回も4名の市民公募委員の皆様にご参画いただくことといたしました。公募につきましては、去る7月30日から応募受付を行い、小論文による選考を行った上、決定させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

委嘱状につきましては、本来なら皆様お一人おひとりにお渡しさせていただくところでございますが、本日は時間の都合もありますので、お手元にお配りさせていただいておりますことを御了承いただきたく存じます。

－委員の紹介－

【米津保健福祉総務課長】

それでは、改選後、最初の会議であり、新しくご就任いただいた委員の方々もおられますので、席順に従いまして、自己紹介をお願いいたします。なお、資料②として委員名簿を配布させていただいておりますので、ご参照ください。

では、井上委員からお願いいたします。

<以降、順次出席委員が自己紹介>

なお、本日はご欠席されておられますが、石塚かおる委員、一色哲志委員、大山孜郎委員、長上深雪委員、垣内孟委員、川本哲郎委員、木村みさか委員、志藤修史委員、徳廣三木子委員、中島悦郎委員につきましても、委員に就任いただいておりますので、併せてご紹介させていただきます。

－会の成立報告－

【米津保健福祉総務課長】

なお、本日出席の委員数は、38名でございます。京都市社会福祉審議会条例第5条第4項において、委員の過半数の出席をもって会議が成立することとしており、委員総数48名に対し過半数を超えておりますので、会が成立していることを報告させていただきます。

－京都市関係者の紹介－

【米津保健福祉総務課長】

次に、本日出席しております、京都市職員を紹介させていただきます。

まず、保健福祉局の出席者でございます。

保健福祉局長の高城順一でございます。

健康長寿のまち・京都推進担当局長の別府正広でございます。

保健福祉部長の安部康則でございます。

障害保健福祉推進室長の出口一行でございます。

地域リハビリテーション推進センター所長の西尾健でございます。

こころの健康増進センター所長の波床将材でございます。

健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進担当部長の谷利康樹でございます。

健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課 地域支援担当課長の工藤直之でございます。

続きまして、子ども若者はぐくみ局の出席者でございます。

子ども若者はぐくみ局長の久保敦でございます。

はぐくみ創造推進室長の上田純子でございます。

子ども若者未来部子育て世代包括支援担当部長の大泉清貴でございます。

児童福祉センター院長の中田景子でございます。

申し遅れましたが、本日司会進行を務めさせていただいております、保健福祉総務課長の米津好美でございます。よろしくお願い申し上げます。

一委員長の選任一

【米津保健福祉総務課長】

それでは、これより議事に移らせていただきます。

まず、改選後初めての審議会でございますので、委員長並びに副委員長の選任をお願いしたいと存じます。いずれも社会福祉法第10条及び京都市社会福祉審議会条例第4条第2項により委員の皆様の互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。

【芹澤委員】

委員長には、これまでから京都府医師会会長になっていただいておりますので松井委員に、副委員長には、学識委員として5年間と長く務められており、地域福祉専門分科会でも分科会長として御尽力いただいている志藤委員にご就任いただければと思います。

【米津保健福祉総務課長】

委員長には松井道宣委員、副委員長には志藤修史委員にお声をいただいておりますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

ご異義がないようでございますので、委員長には松井道宣委員に、ご就任いただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

また、副委員長として御承認をいただいた志藤修史委員につきましては、本日は所用により御欠席されておりますので、後日、事務局から志藤委員の御了解をいただきたいと存じます。

それでは、お手数ですが松井委員は、委員長席に移動をお願いいたします。

早速ですが、委員長から、一言ご挨拶をいただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。

【松井委員長】

改めまして、京都府医師会会長を務めております、松井道宣と申します。ただ今、この会の委員長として皆様の御指名をいただきましたので、皆様のお力添えをいただきまして、円滑かつ有意義な審議が行われるよう努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【米津保健福祉総務課長】

ありがとうございました。

それでは、これよりの議事進行は京都市社会福祉審議会条例第5条第3項の規定によりまして委員長をお願いしたいと存じます。それでは、松井委員長よろしくお願いいたします。

－専門分科会の設置等について－

【松井委員長】

それでは次第に従いまして議事進行をつとめさせていただきます。

まず、専門分科会に所属いただく委員の指名を行いたいと思います。

指名につきましては、京都市社会福祉審議会条例第6条第1項及び同条例施行規則第2条第2項により委員長が指名することとされておりますが、まず事務局から提案していただき、それを確認させていただくということでご了解いただきたく存じます。

それでは事務局よろしくお願いいたします。

【安部保健福祉部長】

皆様のお手元の資料④に基づきまして、それぞれの分科会ごとに、委員指名の考え方を御説明させていただきます。

まず、民生委員審査専門分科会ですが、地域福祉の増進のために活動いただく民生委員について幅広い見識から審査をいただくため、これまでと同様、市会議員の先生方をはじめ、学識経験者及び各種団体の推薦委員の方に御参画いただいております。

次に、身体障害者福祉専門分科会ですが、身体障害者の障害程度の判定を行う審査部会に所属していただく委員の皆様に加え、京都府薬剤師会、京都府歯科医師会推薦の委員の皆様にご参画いただき、障害者総合支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定等に係る審査を行う専門分科会として運営していただけるようにしております。

福祉施策のあり方検討専門分科会については、福祉施策全般に共通する基本方針を審議

するため、可能な限り多くの委員に御参画いただいております。

地域福祉専門分科会は、地域福祉に関する事項について御審議いただくため、引き続き、福祉関係団体、学識経験者及び市民公募委員の皆様にご参画いただくとともに、京都市社会福祉協議会及び学識経験者に特別委員として御参画いただくこととしております。

社会福祉充実計画審査専門分科会につきましては、法人の事業計画という専門的事項について、社会福祉や地域医療等の観点からの審議をいただくため、これまで御参画いただいていた学識委員及び団体の推薦委員に加えまして、これまでと同様、公認会計士、社会福祉士及び関係団体の方を特別委員として迎えて構成することとしております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【松井委員長】

ただいま、事務局から「専門分科会委員の指名等について」説明いただきました。

事務局の提案どおり、各分科会及び部会の委員の所属とさせていただきますので、各委員の皆様におかれましては、ご苦勞をお掛けしますが、よろしく申し上げます。

それぞれの分科会及び部会の日程調整等については、改めて事務局から連絡させていただきますこととします。

－事務局報告事項「(1)本審議会における審議事項に対する京都市の取組状況について」－

【松井委員長】

次に、事務局の報告事項でございますが、「(1) 本審議会における審議事項に対する京都市の取組状況について」、報告を受けます。これまで、本審議会できりまとめた答申等に基づき、京都市において様々な施策を進めていますが、本日は、改選後初めての会議でもありますので、本審議会での審議事項のうち、京都市において取組中の2件について、取組状況を報告してもらいます。資料が配られておりますので、事務局から説明をお願いします。

【谷利介護ケア推進担当部長】

社会福祉審議会答申「敬老乗車証制度の今後の在り方について」を受けた京都市の取組状況について、御報告いたします。

報告事項①の資料の1ページを御覧ください。

「1 答申の受理」についてでございます。

平成25年7月9日に社会福祉審議会から答申をいただいております。答申の主な内容について説明させていただきます。まず、「(1) 敬老乗車証制度の現状と課題」についてでございます。制度の課題として、「交付率の低下と利用状況の多様化」、「事業費の増加」、

「地域による利用状況の相違等」の3点をお示しいただいております。次に「(2)」におきまして、敬老乗車証制度の今後の基本的な枠組みをお示しいただいております。ポイントは、3点ございます。1点目は「応能負担から応益負担の仕組みへの転換」、2点目は「社会参加促進等の観点から無償で月数回分の乗車券を交付し、別途、低所得者対策を組み合わせる」、3点目は「市バスの運行本数が極端に少ない地域等において、民営バス事業者の協力のもと、利用者の選択の幅が広がるよう努力」するというものでございます。そして、「(3) 付言」におきまして、答申の具体化に当たっての留意点として、ICカードの導入の検討等、4点についてお示しいただいております。

2ページを御覧ください。

「2 敬老乗車証制度の今後の在り方に関する基本的な考え方」の策定についてでございます。「(1) 策定の趣旨」についてですが、先ほど御説明させていただいた答申の内容を踏まえ、本制度の目的に照らし、より利用実態に見合った形で、高齢者の社会活動を支援し、かつ、今後の交付対象者数の増加を見据えた持続可能な制度としていくために、市民意見募集の結果を踏まえ、今後における本制度の基本的な枠組みをお示しするものでございます。「(2) 敬老乗車証制度の今後の基本的な枠組みのポイント等」についてですが、枠囲みしている部分を御覧ください。ポイントとして、3点ございます。1点目は「所得に応じた負担金制、いわゆる応能負担から利用頻度に応じた選択的負担、いわゆる応益負担の仕組みへの転換」、2点目は「社会参加促進等の観点から、一定回数無償乗車を可能とする措置を講じるとともに、低所得者への配慮を組み合わせた枠組み」、3点目は「市バスの運行回数が極端に少ない地域等において、民営バス事業者の協力のもと、利用者の選択の幅が広がる方策を検討する」というものでございます。

3ページを御覧ください。

「(3) 具体化に当たって」についてですが、本市においては、今後この「基本的な考え方」に基づき、本制度が、高齢者の社会参加支援や生きがづくり等に役立てていただくという目的に沿い、さらに、将来にわたって持続可能な制度となるよう、具体的な負担や給付の内容等について検討を進めていくこととなりますが、具体化に当たっては、答申に添えられた付言を踏まえ、交通事業者、利用者及び現役世代を含む市民等、敬老乗車証制度に関わる多くの関係者の理解が得られるものとなるよう、十分時間をかけて今後の詳細な制度設計等に取り組んでいくこととしているものでございます。

次に「3 敬老乗車証ICカード化等検討・調査」についてでございます。

答申及び基本的な考え方を踏まえまして、今後、交通系ICカードの活用による具体化を進めていく上で、どのような課題を整理していく必要があるのか、平成26年度には技術面・運用面等から基礎的な検討・調査を行いました。平成27年度以降、この調査結果を基に、引き続き内部検討を進めているところでございます。

次に「4 敬老乗車証の現状や課題等の周知及び市民アンケートの実施」についてでございます。本制度につきましては、平成30年度予算ベースで48億円もの市税を投入し

ており、団塊の世代がすべて70歳を迎える3年後にはさらに10億円増加し、58億円になることが見込まれるなどの財政上の課題、地域における交付率にも差が生じているなどの制度上の課題がございます。本制度の見直しに当たっては、答申でお示しいただいたこうした課題等を踏まえ、幅広い世代の市民の皆様の御理解をいただきながら進めていく必要があることから、この間、市民しんぶんや新聞広告により本制度の現状や課題等を周知するとともに、市民アンケートにより幅広い世代の方々から御意見をいただくための取組を進めてまいりました。

4ページを御覧ください。

最後に「5 今後の取組」についてでございます。本市では、今後とも、答申及び「基本的な考え方」や市民アンケートの結果等を踏まえ、引き続き、市民の皆様への本制度の現状や課題に関するわかりやすい広報に努めるとともに、本制度の目的に沿い、より多くの高齢者の皆様に使いやすいものとなるよう、また、将来にわたって持続可能な制度となるよう、慎重に検討を進めていくこととしております。

説明は以上でございます。

【松井委員長】

ありがとうございました。続きまして、「リハビリテーション行政の今後の在り方」につきまして、取組状況を御報告いただきます。

【出口障害保健福祉推進室長】

平成25年7月に京都市社会福祉審議会から答申をいただきました「京都市におけるリハビリテーション行政の今後の在り方」につきまして、本市の取組状況を御報告させていただきます。

お手元の報告事項②の資料「京都市社会福祉審議会答申『京都市におけるリハビリテーション行政の今後の在り方について』を受けた本市の取組状況について」を御覧ください。

「1 答申の受理」についてでございます。平成25年7月9日、社会福祉審議会から、答申をいただいております。主な内容でございますが、4つの論点より、以下の答申をいただいたものでございます。

次に、「2 『京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針』の策定」でございますが、本答申の内容を踏まえまして、本市では、平成25年10月、市民意見募集を経て、身体・知的・精神の3つの障害種別を一体とした相談や切れ目のない支援、リハビリテーションの提供をはじめとする、リハビリテーション行政の方向性を「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」として策定し、京都市のリハビリテーション行政の方向性として、「ア 身体・知的・精神の3障害一体となった相談・支援」、「イ 地域リハビリ

テーションの推進」,「ウ 新たなニーズとしての,受傷や疾病による脳損傷に起因する認知障害である高次脳機能障害への対応」,「エ リハビリ医療への新たな関わり方」と定め,当時の身体障害者リハビリテーションセンターについては,上記の4つの方向性を踏まえて,リハビリテーション科を標ぼうする民間病院の増加等により公施設としての役割が低下していた同センター附属病院及び補装具製作施設を廃止するとともに,地域リハビリテーションのより一層の推進及び新たなニーズである高次脳機能障害の方への支援を重点に置く地域リハビリテーション推進センターとして,平成27年4月に再編いたしました。

次に,「3 基本方針の具体化に向けた取組」でございます。「3 障害一体となった相談・支援」につきましては,本市では,基本方針を踏まえ,3 障害一体となった相談機能を有する施設を整備し,3 障害に対する総合的な,かつ切れ目のない相談・支援に取り組むため,京都市立病院の北側の用地において,地域リハビリテーション推進センター,こころの健康増進センター及び児童福祉センターの合築化整備を行う方向で取組を進めております。その第一次整備として,平成27年9月,地域リハビリテーション推進センターの建物内にこころの健康増進センターを移転させ,身体障害と精神障害の相談窓口を併設化しました。

更に,障害保健福祉施策の総合的な推進と児童福祉施策の充実・強化に向けた具体的な取組方向として,有識者及び関係団体への意見聴取,市民意見募集を経て,平成30年3月,3施設一体化整備基本計画を策定しました。

基本計画において,障害の種別を超えた多様なニーズや複合的な課題に対応するとともに,ライフステージの変化に応じた切れ目のない支援を実施し,かつ児童虐待や発達障害等に係る相談の増加などにも対応するため,各施設の一層の機能充実と連携強化を行い,専門的中核機関として,保健福祉センターをはじめ,地域や関係機関との連携のもと,全市的な相談支援体制を充実させるとともに,現行施設の耐震性能不足や老朽化などの課題にも対応していくこととしています。

ここで,基本計画の概要について,簡単でございますが,説明いたします。

1の基本理念です。新しい施設は,障害保健福祉,児童福祉に関する課題に総合的に対応し,障害のある方も,困難を抱える児童や家庭も,地域において誰もが生活しやすい社会を目指すための中核機関としての役割を担うとともに,施設を利用される方が,ぬくもりを感じ,快適で,心安らぐ施設とします。

次に,2の整備の目的です。先程の説明のとおり,各施設の一層の機能充実と連携強化を行い,専門的中核機関として全市的な相談支援体制を充実させるとともに,現行施設の耐震性能不足や老朽化などの課題に対応する必要性を踏まえ,整備を行います。

次に,3の整備に当たっての基本的な考え方として,一体化整備に際し目指すものにつきましては,以下の(1)から(8)のとおりでございます。

そのうち,(1)の全市的な相談支援体制の充実でございますが,別紙3の基本計画7ページを御覧ください。

一体化後のイメージでございます。新施設において、市民や利用者等からの専門相談に関しては、3障害が一体となった専門相談案内において連携・調整機能を発揮して切れ目のない対応を行うとともに、一般相談に関しては、地域連携推進室において、市民に身近な相談機関である区役所等に対し専門的観点からバックアップを実施するとともに、同じく市民の相談先である障害福祉サービス事業所等が地域支援を効果的に行えるようサポートするなど、関係機関等との連携等の役割を担うことで、全市的な相談支援体制の充実を図ることとしております。

また、(3)の各施設間における支援情報の共有及び関係機関との密接な連携につきましては、基本計画9ページを御覧ください。上の箱書きにありますとおり、事務室の一体的な利用や部署間での情報共有及び密接な連携の実施により、複合的課題にも対応できる連携体制を構築し、ライフステージの変化や障害の種別を超えた切れ目のない支援を行うこととしております。

元の資料にお戻りいただきまして、次に、「地域リハビリテーションの推進」ですが、基本方針に基づき平成27年4月に開設した地域リハビリテーション推進センターでは、平成29年度から、職員が地域に出向いて研修を行う「地域ガエルのお出かけ講座」を新たに実施しているほか、健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課が主催する地域包括支援センターとの事例検討会へのリハビリ専門職の試行的な参加など、高齢者も含めた包括的な地域リハビリテーション推進の取組を展開しています。

次に、「高次脳機能障害への対応」ですが、平成27年7月に、基本方針に掲げた新たなニーズとしての高次脳機能障害に対応するため、地域リハビリテーション推進センター内に高次脳機能障害者支援センターを設置いたしました。同センターでは、平成29年度から当事者・家族交流会を定期的に開催しているほか、基礎的なものから専門的なものまで幅広い内容で実施する各種研修について、年々内容の充実を図るなど、ニーズを踏まえた事業内容の充実に積極的に取り組んでおります。平成29年度には、民間企業等の協力も得た「高次脳機能障害普及啓発フェア こうじの世界」を開催するなど、一般市民にも関心を持っていただけるような普及啓発の取組も新たに実施しているところです。

また、地域リハビリテーション推進センター内に設置している障害者支援施設では、高次脳機能障害に特化した施設として、高次脳機能障害のある方の自立と地域生活の実現を目指し、高次脳機能障害者支援センターとも連携し、適切な施設運営に努めているところです。

地域リハビリテーションの推進、高次脳機能障害への対応に関する資料ではそれぞれの利用実績等を記載しておりますので、それぞれ御参照ください。

次に、「4 今後の取組」でございます。まず、「3障害一体となった相談・支援」につきましては、3施設一体化整備について、今年度、建設予定地において、埋蔵文化財試掘調査等の各種調査を実施し、着実に取組を進めているところです。更に、平成31年度以降、設計等建物計画に着手する予定としており、引き続き、基本計画に掲げる内容を踏ま

え、相談・支援の充実に向けた取組を進めてまいります。

次に、「地域リハビリテーションの推進」につきましては、地域リハビリテーション推進センターの専門職員を市内の生活介護事業所等に派遣し適切な支援等について助言を行う障害福祉サービス事業所等訪問支援事業や、「地域ガエルのお出かけ講座」等、地域に出向いて実施するアウトリーチ型の事業や、リハビリ専門職員の専門性を活かした高齢者も対象とした包括的な地域リハビリテーション推進等、障害等により日常生活に支障を抱える市民が地域で安心して生活できる環境づくりのための取組を、引き続き、積極的に推進してまいります。

次に、「高次脳機能障害への対応」につきましては、高次脳機能障害者支援センターにおいては、引き続き、併設された障害者支援施設と連携しつつ、当事者・家族への個別支援、高次脳機能障害の理解促進を目的とした市民、医療機関、福祉支援機関の関係者等を対象とした研修や普及啓発の取組の実施及び関係機関との連携体制の強化等、これまでの取組を着実に推進しつつ、専門機関としての支援力の更なる向上に努めてまいります。

御報告は以上でございます。

【松井委員長】

ただいま、事務局から説明いただきました。それでは、まず、「敬老乗車証制度の今後の在り方」の答申に関する報告について、ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

【藤井秀子委員】

私は70歳を過ぎましたので、昨年敬老乗車証を利用させていただいています。先ほどの自己紹介の時に話しました地域支え合いボランティアをしております、これは利用者さんからわずかなお金をいただくのですが、調整をしたり、お話を伺いに行ったりするにはそういった費用は発生しませんので、自己負担でさせていただいているものですから、敬老乗車証はとても有意義に使わせていただいています。今回、この見直しを行いますと、いくらか、負担金が発生するのだと思いますが、人によって方策を立てていただくことができれば、ありがたいと思います。

【谷利介護ケア推進担当部長】

答申において、現行の応能負担から応益負担へと見直していくべきという内容の御提言を頂いているところでございます。今後、こういった形で負担と給付の分かち合いをしていくのかということ議論していくことになり、具体的な内容は決まっていますが、社会参加活動を支援していくのがこの制度の趣旨でございますので、その趣旨に沿って、より多くの方に積極的にご利用いただける制度構築を目指していきたいと考えております。

【藤木恵委員】

私も今日ここへ来るのに、敬老乗車証を使わせていただきました。生活するうえでは大変重宝する便利な制度です。この制度を利用している市内の70歳以上の方はどれくらいおられるのかと考えると、半数程度かなと思うのですが、利用されていない方はどのような理由で利用されていないのでしょうか。

【谷利介護ケア推進担当部長】

利用状況についてのお尋ねでございます。平成24年度にそういった利用状況に関するアンケート調査を行っておりまして、この調査によりますと、敬老乗車証の申請をされない方の理由としましては、公共交通機関を利用されない、あるいは負担金が高い、要するに負担金ほど利用しないという理由が挙げられており、これらが敬老乗車証の交付を申請されない主な要因の一つになっていると考えられます。

【藤木恵委員】

負担金の金額まで利用されないということが主な要因の一つということですが、お住まいの地域の交通の便と申しますか、バスの便数などの良し悪しも影響してくるのではないのでしょうか。街中と周辺部では、やはりバスが走っている数が違ってくると思います。街中では乗り換えもしやすいので、バスを利用されている方が多いと思うのですが、周辺部ではバスの便数が少なく、利用されている方が少ないのではないかと思います。地域ごとの敬老乗車証をお持ちの方の状況や、その地域の交通の便の状況などをお調べになっておられるのでしょうか。

【谷利介護ケア推進担当部長】

地域ごとの敬老乗車証をお持ちの方の状況についてですが、行政区別の交付率で申しますと、全市平均では49.2%ですが、最も高い行政区が左京区で、およそ57%です。最も低いのは伏見区で、これは2つの支所を除いたいわゆる本所管内ですが、35%でございます。ですので、20ポイントくらいの差が生じている状況でございます。また、交通の便と利用状況の関係についても御指摘いただきましたが、お住まいの地域の交通事情というのは、一定影響しているものと考えておりますけれども、私どもとしてそのことを裏付ける客観的なデータは持ち合わせておりません。

【藤木恵委員】

そうなりますと、地域の交通事情が利用状況に一定影響しているということですね。こうしたことを客観的に把握されますと、今の制度の課題が一定明らかになり、答申を受けて行っている今後の見直しに生かされてくるのではないのでしょうか。地域でどれほど利用されているかということをお調べいただくことを一度検討されてはどうかと思います。

【谷利介護ケア推進担当部長】

貴重な御意見をありがとうございます。いただいたご意見は、今後検討を進めていく中で参考にさせていただきたいと思います。

【小西委員】

具体的な転換の目標時期等はございますか。

【谷利介護ケア推進担当部長】

今の段階で確たるスケジュールを持ち合わせているわけではございません。昨年度、市民アンケートを実施させていただいたのですが、制度の現状や課題等について、あまり御存じないという方が大体8割くらいに上っている状況です。やはり大きな制度の見直しになりますので、見直しを進めていくためには、市民の皆様にもっと現状や課題について御理解いただくことが必要であると考えています。ですので、先ほどの資料でもご説明させていただきましたが、引き続き分かりやすい広報に努めるとともに、節目で議会へも報告をさせていただいて、御議論を頂戴しながら、慎重に進めていきたいと考えております。

【藤井秀子委員】

利用しにくい地域ということにつきましては、私が住んでいるところも、40分に1回、バスが通っているくらいなのですが、それでも毎時1回、時間を合わせて利用すればずいぶん便利で、それからするとやはり、敬老乗車証はありがたい制度です。私の友達が今75歳なのですが、70歳で敬老乗車証の案内が来たときは、まだ車の運転ができるから、パスしていたのですが、75歳になってから、雨の降る日や、夜の時間帯などは、自分で運転するのは危ないから、今年からは敬老乗車証を使いたいということを言っております。状況はそれぞれに違って、利用価値が低い地域の方もいらっしゃると思いますが、なくなるということや、使いにくくなるということは、控えていただきたいと思います。

【松井委員長】

ありがとうございます。他に御意見はよろしいでしょうか。

皆様から大変貴重な御意見をいただいたと思います。本審議会で議論した上での答申書ですので、これに基づいて、制度の再構築を進めていただくということが基本かと思えます。答申では、市民や関係者の理解を十分に得ることや、事前の十分な周知を求めていますので、今後も、答申に沿って、ただいまいただいた御意見も参考にしながら、慎重に制度設計を進めてもらいたいと思います。

それでは、次のテーマである、リハビリ行政の今後の在り方に関する報告について、ご質問、御意見はいかがでしょうか。

この報告の中で触れられていた3施設一体化整備について、有識者ヒアリングの座長として基本計画の取りまとめに尽力されていた岡田委員に、せっかくですので、ご感想等をうかがいたいのですが、いかがでしょうか。

【岡田委員】

一体化整備の有識者ヒアリングについては、多くの方にお世話になりまして、ありがとうございました。当初のコンセプトでは、市民の利便性を考えて、ワンストップ化を図る、つまり、全ての相談を新しい施設の一箇所で受けるということだったのですが、ヒアリングの中で、市民の方にとっては身近な区役所で初めの相談をいただいたほうが良いのではないかという意見を頂いたのと、全ての御相談を一箇所で受けると、業務量も膨大になりますし、かえって混乱が起きるということで、もう一度再整理をし、基本的に相談はまず区役所等の身近なところでしていただき、この3施設が一体になった施設においては、専門的な中核機関として、区役所などをバックアップしていく役目を果たし、また、より高度なレベルでの支援やネットワークづくりを図る拠点になっていただくという形に落ち着きまして、基本計画が整理されたということでございます。これからもそういったコンセプトに沿って整備を続けていただければと思います。

【松井委員長】

ありがとうございました。ほかに御意見はございますか。

【藤井秀子委員】

ちょっと趣旨から外れるかもしれませんが、私の友人に、知的障害と発達障害を持つお子さんがいらっしゃる方がいます。3障害の窓口が一つになり、ワンストップ化が図られ、はぐくみ室のように簡素化がされるということだと思いますが、相談に出かけていくことが大変な状況の方もいらっしゃいます。そういった場合に、行政から出向いてくれるようなことも考えていただけると、ありがたいと思います。施設の問題があつて京都市から説明があつたときも、二条城のほうまで出かけていかなければいけなかったりして、二人のお子さんを抱えて出かけていくのが大変だという方が、現実にたくさんいらっしゃいますので、そういった方に市のほうから寄り添っていただくようなことも考えていただけると、ありがたいと思います。

【出口障害保健福祉推進室長】

障害をお持ちの方は相談に行くのも難しいことがあるということはおうかがいしているところでございます。各区役所にはケースワーカー等の職員がおりますし、地域においては地域生活支援センターといった相談機関もございます。一般的な話ではございますが、そういった方につきましては、最も身近な区役所で相談ができるようにすることで考えて

おります。3施設一体化後の施設においては医療などの専門的な相談を受けますが、基本的には区役所などの身近な窓口で相談をいただく、それをセンターがバックアップすることで、全市的な相談体制を作っていこうと取り組んでいるところでございます。また、アウトリーチ型の取組といった形で、訪問等により対応したいとも考えておりますし、障害福祉サービスの利用に当たっては、現在、サービスについてのプランも作るということで、今後充実を図れるように取り組んでおります。

【芹澤委員】

先日、東京都目黒区で大変悲惨な児童虐待による死亡事例がありました。これを受けて緊急で国のほうで見直しがなされ、警察との情報共有について京都市では早急に対応されているということで、京都市の早い対応に感心しているところです。今後、これを受けて全国で児童福祉司を2,000人増員するとのことですが、虐待はまだ増加し続けている状況です。その中で、児童相談所の機能の拡充が進んでいる一方で、お聞きしているところだと、児童相談所内の一時保護所は満杯という状況だそうです。新しい施設に児童相談所を合築される中で、ぜひ10年先、20年先を見据えて、しっかりと機能する施設にしていきたいと思っておりますので、昨今の事情を踏まえた施設づくりを目指していただけたらと思います。

【古川委員】

3障害の再編、一体化は、良いとは思いますが、ワンストップですとか、アウトリーチですとか、言葉だけが先走っているような気がします。私共の団体は重度の方が多く、重度の方を抱えてどうするかといった相談が多い中で、そういった方が相談に行った場合に、本当にきめ細やかな対応が必要になると思うのですが、どこまで解決できるのかと考えてしまいます。アンケートの際も、そのように考えながら出した覚えがあります。本当に相手の立場に立った支援ができるのかということ深く考えて、こうすればこうなりますよ、ということまでしっかりと対応していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

【岡委員】

区役所からの窓口相談のワンストップ化ということだったと思うのですが、出向くのが大変な方もおられると思っておりますので、ネット環境を整備して、ネットなら使えるという方からも受けられるように環境を構築していただけないかと思いました。

【出口障害保健福祉推進室長】

様々な御意見をありがとうございます。ネット環境の整備については、京都市総体として、いろいろな市政に関する御相談をネットや文書で、またいつでもコールといった形で

電話、メール等で受け付けております。また、新施設では、情報発信も含めて、できるだけ障害のある方やご家族の方が安心できるような環境作りも今後考えていきたいと思しますので、よろしくお願いします。

【静委員】

3 障害一体化といっても、それぞれの障害種別で、障害の特性に違いがあると思います。障害に応じて対応していただく担当者にも、しっかり対応できるように勉強していただきたいですし、とくに精神の場合は、御家族が高齢化している中で、そういった場所になかなか足を運べないという現状があります。当会事務所においても、相談事業をする中で、個々の家庭における悩みの度合いに格差が出てきている中で、一人ひとりの御家族に応じた対応がどこまでできるのかという疑問は未だに持っていますが、その方に寄り添って、必要な相談と支援が何かというところまで考えられるような体制作りをしていただけたらと思います。

【出口障害保健福祉推進室長】

身体障害への対応を担う地域リハビリテーション推進センター、精神障害への対応を担うこころの健康増進センター、児童福祉への対応を担う児童福祉センターが、一体化した後もそれぞれの機能は維持し、今以上の機能の充実を図り、更に一体化することで連携を強化することを目指しております。特に、複合的な課題を抱えている方や、18歳になり児童福祉法から障害者総合支援法に切り替わる方など、切れ目のない支援が課題となっておりますが、そういった方に対して連携を取りながら対応できる形に持っていきたいと考えています。これで本当に寄り添った支援ができるかどうかという御意見をいただき、重く受け止め、これを契機に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【岡田委員】

先ほどから貴重な御意見をいただき、重要なことだと思っております。本当に当事者の方々のニーズに合った支援ができるかどうかということについては、行政でしっかりとした枠組みは作っていただく必要はあると思いますし、そのように進めていただけるとは思いますが、実際のところは人材育成の問題が大きく、社会福祉士や精神保健福祉士、医師、看護師の方々を含めて、それぞれの障害のニーズに合わせた専門職がいらっしゃるわけですが、その方々の養成や訓練、バックアップが非常に重要です。しかし、そういったことが難しい状況にあると思いますので、行政側からも、専門職の充実といったことをバックアップしていただけるとありがたいと思います。行政に支援のクオリティを高めるような体制作りをしていただくのは重要だと思いますが、人材の中身までというのはなかなか難しいと思いますので、各種の職能団体等と連携しながら、質の向上を図る取組ができればと考えております。

【藤井秀子委員】

今の御意見に賛同いたします。もう一つお願いしたいのが、小学校の問題なのですが、友人のお子さんが、ひまわり学級というところに通っているのですが、先生の数がとても少ないと聞いています。また、専門的な知識を持った先生でない時もあるということです。発達障害を持ったお子さんが増えていますので、専門的知識を持った先生を学校に配置していただく必要があるのではないのでしょうか。ぜひ御検討いただきたいと思います。

【松井委員長】

貴重な御意見をありがとうございました。他には御意見はございますか。

分かりやすくという意味で、ワンストップということなのだと思いますが、それから先が本当にしっかり対応できるのか、という御不安を皆様がお持ちだということ、御意見を聞いておりました。岡田委員がおっしゃっていたとおり、人材の育成や確保ということは大変重要だと思います。答申に基づいてしっかりと理解が得られるように、周知をしていただき、懸念のない支援を図っていただくようお願いします。

—事務局報告事項「(2)「京・地域福祉推進指針」の改定について」—

【松井委員長】

それでは、次の「京・地域福祉推進指針の改定」について、御報告をいただきたいと思っております。

【工藤健康長寿企画課地域支援担当課長】

国におきましては、「地域共生社会」の実現に向け、社会福祉法の改正が行われ、平成30年4月1日に施行されたところです。改正社会福祉法では、地域の課題解決のための支援が、地域住民や福祉の関係機関の連携のもとで包括的に提供されることを目指すこととされ、これまで任意とされていた「地域福祉計画」の策定についても市町村の努力義務として、その責務が明記されました。

京都市では、これまでから「京・地域福祉推進指針2014」を「地域福祉計画」として位置付け、地域福祉の推進に取り組んできたところですが、今年度策定から5年目を迎え、改定を行うこととしております。

そのため、本日は京・地域福祉推進指針2014の改定の方向性と次期指針の骨子について、現在の検討状況等を含め、説明及び御報告させていただくものでございます。

なお、次期指針の骨子の作成にあたりましては、改正社会福祉法に規定される「包括的な支援体制の整備」の検討等を行うため、庁内関係課や学識経験者、市社協等に議論の内容に応じて集まってもらい、「包括的な支援体制の整備に係る検討部会」として、これまで

計5回開催し、検討を進めてまいりました。

それでは、内容について御説明いたします。報告事項③の資料の1ページでございます。

平成26年度に策定した現行の指針の取組状況をまとめたものとなっております。

現行の指針については、基本理念を「自治・協働より自立の実現を支援し、優しさがあふれるまちをつくる」として、重点目標を2つ掲げ、それらを推進する施策体系を3つに分け、取組を進めてまいりました。

資料中ほどに記載していますとおり、現行指針策定以降、本市において多くの事業や施策等を開始しております。

そうした現指針の策定以降の動向等も踏まえつつ、これまで取り組まれてきた成果を、それぞれの3つの体系ごとにまとめておりますが、今般本市が直面する課題に対応し、更なる本市の地域福祉を推進するため、次期指針を策定いたします。

改定の方向性及び次期指針の改定骨子については、2ページを御覧ください。

資料左側上段には、改定の背景にもあります今般の地域福祉を取り巻く状況をまとめております。指針の改定に向けて、地域にはどういった課題があるのかを把握するため、各区・支所の保健福祉センターにヒアリングを行うとともに、各種統計資料等も活用する中で、地域住民が抱える生活課題は多様化、複雑化し、高齢の親とひきこもりの子どもが同居する世帯、いわゆる「8050問題」や、親の介護が必要になる時期と子育てに手がかかる時期が重なることで、板挟みになってしまう「ダブルケア」の問題など、生活上に大きな負担や悩みを抱えながらも、適切な支援につながらないまま、地域で孤立し、課題を深刻化させてしまう世帯が増えつつあることが見えてきたところです。

そうした中、本市では、これまで、社会的孤立等の状態にあり、制度の狭間や支援の拒否といった、福祉的な支援が必要であるにも関わらず、支援につながらない方に対して、継続して寄り添いながら、適切な支援に結びつける「地域あんしん支援員」の全区配置や、いわゆる「ごみ屋敷」などの不良な生活環境の解消に向け、専任の保健師を配置し、区役所・支所に対策事務局を設置する等、顕在化した複合的な課題を抱える世帯等に対し、行政、関係機関、地域住民との連携のもとで支援を行う取組を先駆的に進めてきたところです。今後は、これまでの取組に加え、課題を抱えている方々の状況が深刻化する前に、早期に把握し、適切な支援に結びつけていくことが必要であると考えております。

そのため、指針の改定の方向性については、資料左下にまとめていますとおり、2つの視点が必要であると考えています。

1点目は、これまでから地域において主体的に進められてきた住民同士の支え合い活動を引き続き促進するとともに、それらの活動を更に充実・強化するため、より多様な主体による協働を推進することで、地域における「つながり」を再構築し、課題に気づき、関係機関につないでいく力と、地域で課題を解決する力の向上を図っていかうとするものです。

2点目は、地域で把握したものの、個別の施策では対応が困難な課題等について、行政・

関係機関等の連携の上、それぞれが持つ強みや機能を十分に発揮し合い、適切な支援に結びつける分野横断的な支援体制の強化を図ろうとするもので、

この2点を、次期指針の重点目標として取組を進めていきたいと考えています。

次期指針の骨子について、資料右側を御覧ください。

基本理念については、「京都の地域力を礎に、ともに支え合い、つながる、優しさのあふれる共生の文化を推進する」とし、これまで培われてきた京都の地域力を基盤とし、既にある取組をより発展させていくため、より多くの地域で人や取組がつながり、支え合う取組を拡げていきたいと考えています。

次に、重点目標1「地域における「課題を抱えた方々に気づき、つなぐ力」と「住民同士の支え合いで生活課題の解決に取り組んでいく力」の向上」についてであります。

重点目標1については、地域住民の主体的活動の促進と、そうした住民の主体的活動を支援していく取組の二つの項目に分け、取組を進めていこうとするものです。

次に、重点目標2「行政・支援関係機関等の連携による分野別横断的な支援体制の強化」についてであります。重点目標1の取組等により、地域で把握したものの、個別の施策では対応が困難な課題を、しっかりと行政・関係機関等が受止め、円滑に支援につなぐ体制を創っていこうとするものです。

また、地域福祉計画に盛り込むべきとされている、生活困窮者自立支援事業等の方策や今後の方向性を盛り込むとともに、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき、本市の成年後見制度の利用促進に係る計画についても、次期指針に盛り込むこととしています。

これら取組により、住民同士の支え合い活動を促進し、困難な課題を抱えた方々に気づき、支援が届けられる地域を実現していきたいと考えています。

ただいま御説明した、次期指針の2つの重点目標の取組イメージを3ページにまとめておりますので、御参照ください。

上段の地域力の強化については、先ほど申し上げた重点目標1の取組を記載しています。本市においては、民生委員や学区社協、社会福祉施設の代表者等と行政で構成される「地域福祉推進委員会」をすべての行政区に設置し、福祉関係者のネットワークづくりを進めてまいりました。

次期指針においては、この各区の「地域福祉推進委員会」が中心となり、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を地域活動支援につなげていく等、より多くの地域住民、関係団体の協働を促進していくことにより、身近な地域で住民主体の地域活動の充実・強化を進めていきたいと考えています。

下段には重点目標2の取組を記載しています。平成29年度から従来の福祉事務所と保健センターを「保健福祉センター」として統合し、分野別の窓口に再編しました。また、各保健福祉センターにおいては、保健・医療・福祉の総合的な視点から関係分野の連絡調整を担う「統括保健師」を配置しております。

今後においては、保健福祉センターの取組を最大限活かすとともに、困難な課題を抱え

るケースの支援方針に、統括保健師が関与し、組織として対応できる体制が必要だと考えています。図の中に統括保健師と記載しておりますが、これまでの議論等を踏まえ、支援にあたっては、統括保健師だけが考えるのではなく、各所管課及びケースワーカーが主体となるとともに保健福祉センターが一体となって取り組んでいくことが重要であると考えています。

この体制の具体的な取組内容については、まだ検討段階ではありますが、引き続き関係課等とも連携し、効果的な取組の展開に向け検討を進めていきたいと考えています。

なお、本社会福祉審議会において地域福祉に関する事項を調査審議するため設置している「地域福祉専門分科会」を9月6日に開催し、今回説明しました指針の改定の方向性や次期指針の骨子等について審議いただき、一定賛同が得られたところであります。今後指針を具体化させていくにあたって、分科会の委員からは、「地域の中での課題キャッチといった点で、外国籍の方の視点も入れていただきたい」、「意識だけでは具体的な行動にならないので、京都市として求める手順やそれぞれの役割を地域へ伝えていくこと、その中で、区役所や行政がどういう役割や責任を持つのがわかるようにしてもらいたい」、「専門職の連携体制をどう確立していくか。また、専門職と地域をつないでいくためのコーディネート機能をどういう風に整えていくのかという2つの機能をどう強化していくかが重要」、「学区のつながりや町内会・自治会といった地域のつながりを大事にし、しっかりと活用しながら取り組んでいただきたい」などの意見をいただいております。

最後に4ページでございますが、今後のスケジュールを記載しております。

主だった内容としては、今年12月上旬頃に今年度第2回目の「地域福祉専門分科会」を開催し、次期指針の素案を提示し、審議していただくこととしております。

その後、1月から2月に次期指針の素案についてパブリックコメントを実施し、そこでいただいた意見等を踏まえ、3月上旬から中旬頃に第3回「地域福祉専門分科会」を開催し、次期指針最終案を審議いただくことを考えております。

説明及び報告は以上でございます。

【松井委員長】

ありがとうございました。ただ今御報告ありました件について、御意見等いかがでしょうか。

【土田委員】

指針改定の背景に、生活課題の多様化、複雑化を挙げられていますが、この内容を見るだけでも、住民同士の支え合い活動だけでは解決できない、非常に複雑で難しい問題であると思われまます。そのうえで、重点目標2で行政や関係機関の連携による分野横断的な支援体制の強化を掲げられているのは非常に有意義だと思います。行政や関係機関等の支援を背景にしつつ、住民同士の支え合い活動を促進するために、活動拠点の整備や財源の問

題なども、行政から支援をしていただきたいと思います。また、コーディネーターの方がどういった役割を發揮するのかということもポイントになると思います。京都市内で言いますと、市社協や区社協といったところが力を發揮されることになると思いますが、専門職や専門性のあるコーディネーターの配置等を進めていただきたいと思います。また、福祉の現場で働く立場から申しますと、地域力の強化において、社会福祉施設との連携が大きなポイントになっていますが、率直に申し上げて、今、社会福祉の現場では、日々のルーチンの仕事をするだけでも精いっぱいというのが実態です。労働者の立場で言うと、これ以上仕事をするのが難しいというのが率直な意見として出てくると思います。地域を社会福祉施設として支えていくうえでは、施設で働く労働者の環境の整備ですとか、充実策についても検討いただかないと、社会福祉施設が十分な役割を果たすことは困難かと思えます。多くの福祉施設では社会福祉充実残額を残しているわけではありませぬので、その点も勘案いただいて、社会福祉施設への充実策を行ったうえで地域力の強化を図っていただくよう、ご検討いただければと思います。

【工藤健康長寿企画課地域支援担当課長】

貴重な御意見をありがとうございます。地域における複雑な課題のキャッチ力の向上という部分につきましては、まず重点目標1に掲げております、区の地域福祉推進委員会の今後の役割が非常に重要になってくると思います。区地域福祉推進委員会については、平成16年度に策定した地域福祉推進指針で掲げまして、設置を進めてまいりました。平成26年度からは区社協が事務局となり、現在に至るわけですが、今後、活動の活性化も含め、協議の場づくりを関係機関を巻き込みながら充実する中で、盛り上げていくとともに、地域の生活課題の解決に向けた活動の創出もこの場でやっていきたいと考えております。また、後段で御指摘がありました、社会福祉法人の公益的な取組についても、この地域福祉推進委員会と連携して取組を進めていきたいと考えております。また、福祉施設との連携につきましては、関係者とのヒアリングの中で、分野により余力のあるところないところをお聞きしていますが、京都市社会福祉施設連絡協議会とも定期的に協議をさせていただいており、また、京都市老人福祉施設協議会とも協議をさせていただく中で、今後の公益的な取組について考えていく段階にあるところですので、引き続きそういった取組を進めてまいりたいと考えております。

【岡委員】

私は市民公募委員を務めるのが今回の審議会で4つ目ですが、その他の審議会でも同じような課題について話し合っている印象です。地域の課題への取組ですとか、障害のある方への取組ですとか、市の各分野の審議会が連携すればもっと大きなことに取り組めるのではないかと思います。各審議会や各課同士の確認は取れているのでしょうか。

【工藤健康長寿企画課地域支援担当課長】

各審議会における情報の共有については、各課で個別に情報を共有する程度のことしかできていないのが現状かと思えます。行政内部での連携という点で申しますと、今回の大きな命題として地域共生社会がありますが、我々京都市においても、区役所・支所の組織について、これまで縦割りで横に連携しにくい状況がありましたが、平成29年度の組織改正も含めて、横のつながりを強化し、地域で孤立されている方、複合的な課題を持たれている方に対して取り組んでいこうとしているところです。この地域福祉推進指針についても、そうした点を重点目標としておりますので、ただ今御指摘いただいたような点を踏まえて取り組んでいきたいと考えております。

【藤木泰嘉委員】

資料を読ませていただいて思ったのですが、現指針から次期指針にどうして変えなければいけないかをもう少し分かりやすくしていただけるとありがたいと思いました。全体的にもっとシンプルな構成にさせていただいた方が良いのではないかと思います。よく読めば、いろいろと積み上げで作られているとは思いますが、全体的に見ると、なぜ前の指針があって、新しい指針がいるのかということに訴える力が弱いように思います。例えば、私共の事業団がこの指針の中でどのような役割を果たしたらよいのかということがぱっと浮かんできません。市民の方に訴えかける以上、この指にとまれというような、それくらいの意識がないと、地域福祉という言葉でやるには弱いんじゃないかという気がします。基本理念にしても、どう違うのかということなのですが、一緒なのであれば変える必要はないと思います。あえて変えるならなぜ変えるのかということを知りやすくする必要があります。また、成果もたくさん書いてありますが、成果があって何がまだ足りないのかということを知りやすくしてほしいと思います。

【藤井秀子委員】

今の御意見にも賛同いたします。企業の参加をこの指針の中には入れておられないのですが、私にとっては、女性は特にそうだと思うのですが、自分の地域、身近な友達がいる地域というのは、子どもが生まれ育った環境です。今住んでいるのは、子どもが大きくなってから住んでいる場所なので、地域に親しい友達、相談ができる友達がいるかという点、少ないのが実情です。今回、ボランティアについても、自分が勤めていたところの仲間が立ち上げました。企業の中で培ったつながりというのはとても大きいのではないかと思います。地域ケアというよりは、お互いに助け合っていくには、企業の手もとても大きいのではないかと思います。退職前になったら、使っていない有給休暇を使って、地域のボランティアに出かけていくようなことを推進してもらったりとか、何か企業にも力を発揮していただけて、来るべき社員の老後についていきいきと活動してもらえようという方法を考えるということもこの中に取り入れていくということではないでしょうか。

【工藤健康長寿企画課地域支援担当課長】

まず、現行の指針と次期指針の違いが分かりにくいということですが、我々としても厳しいところを指摘されたと思っております。地域福祉という考え方は、基本的な理念は一貫していると考えております。その中で、人口減少や高齢化など、かなり社会情勢が変わってきており、現行の福祉施策の体系ではなかなか難しいという問題が出てきている中で、次期指針の策定ということにはなるのですが、今いただいた意見も踏まえて、地域福祉専門分科会でご審議いただく中で、しっかりと検討してまいりたいと考えています。

また、企業の取組という部分ですが、少し分かりにくいのですが、資料2ページの重点目標1の中に、身近な地域で住民同士の支え合い活動の促進というところで、下の方に地域の特性、課題に応じた生活支援サービスの創出という箇所があるのですが、これは委員の活動にも近いかと思うのですが、地域の支え合い活動創出コーディネーターということで、企業がされている取組と地域福祉の活動が連動してやっていくという取組も行っております。また、シルバー人材センターとの連携ですとか、そういったところも企業の活動に近い視点も入れながらやっております。御指摘いただいた点もしっかり認識しながら検討してまいりたいと考えております。

【岡田委員】

指針というのはかなり高度なレベルだと思いますが、計画というからには、評価可能でないといけないと思います。地域福祉の活動を評価することがどれだけ難しいかということは重々わかりながら申し上げているのですが、やはり重点目標というものがあって、こういう取組をしようというものがあり、さらに、5年を目途にPDCAサイクルを用いて進捗管理、評価を行うと書かれているということならば、何をもって見直しや評価をされるのかという視点が必要だと思います。地域福祉ということであればたくさんやることはあると思うのですが、具体的に何が変わればいいのかということが測定できるようにするということはとても大事だと思います。難しいことだと分かりながら申し上げるのですが、地域の住民の方や、代表の方がどう感じておられるか5段階評価で聞くですとか、簡単なことで良いと思うのですが、少なくとも評価の視点というものをこの中に含めたほうが良いのではないかと思います。

【大西委員】

一点、要望として述べさせていただきます。先ほど御報告のあたりハビリテーションの相談窓口、そしてこの地域福祉、これらのキーとなり、具体的に施策を推進するポイントになるのは各区役所ではないかと思います。区役所には、私共の団体を構成する労働組合の組合員も多くございます。区役所は様々な行政サービスの窓口でありますし、また京都市の大きな政策を推進する場所でもあると思います。今の人員が足りているのか、また、

施策を推進するための予算は十分なのか、区としての提言の部分もどれだけあるのかということもあります。今、区役所では、区民提案・共汗型事業ということで、この地域福祉の中にもありましたが、地域ネットワーク、地域でのつながりづくりというところについても、頑張っておられるところです。その中で言えば、各区役所で独自の取組をされています。それが各区だけのもので終わっている、京都市全体のものになっていないということがあります。各区役所への政策の展開ということだけでなく、その中でポイントを吸い上げて、京都市全体の施策としても展開をしていただきたいと思います。また、区役所で実際に業務を行うのは職員ですので、人材育成や要員確保はもとより、そういうところについても取組を頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【松井委員長】

その他、御意見ございませんか。

それでは、委員長からも一言申し上げます。2014年の指針の主眼は、まちづくりですね。今回示していただいた2019年の指針も、まちづくりとなっています。まちづくりというからには、市民が動かないとどうしようもないなど、お話をうかがいながら感じていました。もちろん、市民の活動を支えていただくハードづくりも重要ですが、今日お集まりの各方面の委員の皆さんが、もう少しわくわくするようなプレゼンテーションがいるのではないのでしょうか。私は少し難しすぎるかなと思います。もう少し委員の皆さんが、こうしたらどうか、ああしたらどうかとわくわくする話ができるような形にさせていただくのが望ましいのではないかと思います。皆様には活発な御意見をいただきまして感謝を申し上げます。

－議事録の作成及び公開について－

【松井委員長】

予定しておりました議題はすべて終了しました。委員の皆様方におかれましては、この審議会は大変な役割を担っていると思いますので、本審議会の審議につきまして、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、本日の議事録につきましては、事務局において作成いただき、後日皆様にお届けさせていただきますが、本日の審議については、発言のあった委員のお名前を含めて、議事録として、京都市のホームページに公開とさせていただきますこととしますが、御承認いただけますか。

<異議なし>

御異議ないようですので、議事録の作成については、ただ今申し上げたとおりとします。

それでは、事務局に進行をお返しします。

【米津保健福祉総務課長】

委員長，ありがとうございます。

それでは閉会に当たりまして，高城保健福祉局長からご挨拶申し上げます。

－閉会の挨拶－

【高城保健福祉局長】

本日，委員の皆様方には，御多忙にも関わらず御出席を賜り，誠にありがとうございました。

人口減少社会の到来や，国における社会保障制度改革が進められる中，「地域共生社会」の実現に向け，従来の保健・福祉分野や組織を越えた地域における包括的な支援体制の構築が求められるなど，本市の保健福祉行政を取り巻く状況は大きく変わり続けております。

こうした中，本市では，審議会からの答申，提言をいただきました事項をはじめとして，市民のみなさんのいのちとくらしを守る施策を着実に推進して参りました。本日，取組状況を御報告させていただいた2つの答申についても，改めまして貴重な御意見を頂戴いたしました。今回いただいた御意見を踏まえまして，より一層取組を進めて参りたいと考えております。

また，今回あわせて御報告させていただいた「次期 京・地域福祉推進指針 骨子案」につきましても，本日，貴重な御意見を多数頂戴したところでございます。今後，改定に向けて専門分科会において更なる御意見をいただくこととなりますが，その御意見も踏まえて，地域の住民同士や関係機関が密接につながり，支え合うまちづくりを実現するため，しっかりとした計画となるよう，またこれをしっかりと実行に移していくよう，努力してまいります。

厳しい財政状況にはありますが，国連の掲げる「持続可能な開発目標」，いわゆるSDGsの目標である「すべての人に健康と福祉を」や「貧困をなくそう」の実現に向けて，今後とも，市民の皆さんのいのちとくらしを守り抜き，様々な課題に即応する強靱なレジリエントシティを構築するという決意の下，保健福祉行政を推進して参ります。

松井委員長をはじめ，社会福祉審議会委員の皆様方には，引き続き，お力添えを賜りますよう，よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして，簡単ではございますが，閉会の挨拶とさせていただきます。本日は，誠にありがとうございました。

【米津保健福祉総務課長】

委員の皆様にはご多忙の中ご出席いただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして，本日の会議は散会といたします。

<閉会>